

令和4年度

和光市しらこ保育園の民設化に伴う
民設保育園設置及び運営事業者
公募要領

令和2年8月

和光市子どもあんしん部保育施設課

目次

1	公募の趣旨	2
2	民設化の手法	2
3	運営の現状	3
4	民設化保育園の基本要件	6
5	民設化保育園の開設日	6
6	保育の継承を前提とした民設化保育園の運営に関する要件	7
(1)	引継ぎ保育	8
(2)	園の行事	9
7	土地・建物に係る賃貸借料の提案等	
(1)	土地・建物の賃貸借料の提案	10
(2)	光熱水費	11
(3)	財産（備品、工作物等）の移管	12
8	選定	
(1)	決定方法	12
(2)	選定委員会の構成	12
(3)	審査方法	12
(4)	保育状況審査	13
(5)	審査基準	13
9	スケジュール	15
10	応募手続き	
(1)	応募資格	16
(2)	応募条件	16
(3)	提出書類	16
(4)	留意事項	17
(5)	問合せ先	17
11	様式 別添	

1 公募の趣旨

和光市は、第1期和光市子ども・子育て支援事業計画に公設保育所の在り方の検討を掲げ、今後の公設園の運営の在り方を審議してきました。

平成31年1月に報告を受けた和光市公営保育所在り方検討委員会における公設公営保育所の審議結果を踏まえ、令和元年5月24日に今後の公設公営保育所に関する方針を策定し、今後の公設公営保育所は、保育所保育指針等を忠実に実践するベーシックな保育園とし、市の子育て支援のために市全体の保育の質の維持・向上に向けた新たなプラットフォーム的機能を担うことといたしました。

この新たな機能を実践するための人材や財源を確保するため、現在2施設ある公設公営保育所の内しらこ保育園を民設化して、みなみ保育園及び（仮称）保育センターに集約することといたしました。

今回の公募は、これまでの検討、策定方針及び事業計画に基づき、しらこ保育園を民設民営保育所として設置及び運営する事業者を公募するものです。

移行にあたっては、児童や保護者に過度の負担がかからないよう影響を最小限にする配慮を行うとともに、しらこ保育園で実施している保育内容等を継承し、丁寧に引き継がれる優良な法人を募集いたします。

以下、現公設公営しらこ保育園を「園」、民設化後のしらこ保育園を「民設化保育園」と表記します。

2 民設化の手法

今回の公募は、市の財産である園の土地・建物を設置・運営事業者へ貸し付ける民間誘導型とし、土地・建物の賃貸借料は応募事業者から提案していただきます。

提案内容の審査は、(令和4年度)民設保育園設置及び運営事業者選定委員会において、公開プレゼンテーション・ヒアリング、写真による保育状況審査等を取り入れて行います。

なお、土地・建物は、提案額をベースに市と賃貸借契約書を締結し、市の財産として適切に管理運営を行っていただくものです。

3 運営の現状

園の設置運営状況は以下のとおりです。

【公設公営しらこ保育園】

用途	保育所					
設置・運営	和光市					
住所（地番）	和光市白子3丁目29-10（和光市白子三丁目99）					
開設	昭和48年6月					
現在地の開設（竣工）	平成16年4月1日（平成16年3月）					
建物構造・階数	鉄筋コンクリート造3階建て					
敷地面積	1004.00㎡					
建物全体の延床面積	1410.32㎡					
屋外遊戯場（園庭）	343.11㎡					
保育所機能	1階・2階					
保育所以外の機能	2階一部 市委託事業「一時保育室（一時預かり事業）」 3階 市委託事業「北子育て世代包括支援センター」					
定員	90人（内訳）					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	8人	15人	20人	20人	21人
（参考）受入人数 令和2年4月1日現在	87人（内訳）※障害児を積極的に受入しています。					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	4人	8人	15人	20人	18人	22人
対象年齢	生後57日～5歳児（就学前）					
休園日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）					
保育時間 （月曜日～土曜日）	保育標準時間：7時00分～18時00分 保育短時間：8時30分～16時30分					
延長保育事業 （月曜日～金曜日）	1歳未満児の18時以降の保育は利用できません。					
		標準時間 18時～20時	短時間 7時～8時30分/16時30分～18時			短時間 18時～20時
	0歳児	150円/30分	150円/30分	700円/上限月額		150円/30分
	1・2歳児	120円/30分	120円/30分	700円/上限月額		120円/30分
	3歳児	80円/30分	80円/30分	540円/上限月額		80円/30分
4・5歳児	80円/30分	80円/30分	470円/上限月額		80円/30分	

<p>職員体制 令和2年4月1日現在</p>	<p>(正規職員) 園長1人、保育士13人 (任期の定めがある職員) [常勤フル] 保育士 5人、事務員1人、看護師1人 [非常勤] 保育士 6人、看護師1人、保育補助員4人</p>																					
<p>保育士の配置 令和2年4月1日現在</p>	<table border="1" data-bbox="531 365 1425 611"> <thead> <tr> <th></th> <th>0歳児</th> <th>1歳児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳児</th> <th>5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入人数</td> <td>4人</td> <td>8人</td> <td>15人</td> <td>20人 (1人)</td> <td>18人 (1人)</td> <td>22人 (2人)</td> </tr> <tr> <td>担任保育士(常勤)</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※カッコ内は、受入人数の内、障害児数</p>		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	受入人数	4人	8人	15人	20人 (1人)	18人 (1人)	22人 (2人)	担任保育士(常勤)	2人	2人	3人	2人	2人	3人
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児																
受入人数	4人	8人	15人	20人 (1人)	18人 (1人)	22人 (2人)																
担任保育士(常勤)	2人	2人	3人	2人	2人	3人																
<p>給食調理</p>	<p>自園調理。給食業務は委託（調理師・栄養士）</p>																					
<p>保育理念</p>	<p>私たちは、ゆったりと安心して過ごせる環境を整え、子ども達が生き生きと育ち、みんなの笑顔あふれる保育を目指します。</p>																					
<p>保育方針</p>	<p>○子どもが安心して過ごせる環境をつくり一人一人の心に寄り添った保育をする。 ○豊かな心とからだ、人として生きる力を育てる。 ○家庭と協力し、子育てを共に行う。 ○子育て家庭への支援を行う。 ○地域に拓かれた保育園づくりをする。</p> <p>主体的、対話的で子どもの深い学びにつながる保育を行うため、子どもの興味や関心を尊重し、子ども自ら、やりたいことを見つけ、遊びや生活の中で、試行錯誤しながら、遊べる環境をつくり、一人ひとりが愛されている、認められていると感じ自己肯定感を育むことができる保育を目指しています。</p> <p>保育士は個々の育ちに応じた、子どもの学びを促せるように寄り添い、子どもの持っている力を引き出すような言葉かけを大切にしています。また、土踏まずの形成を助け、歩く、はしる、登るなどの運動機能の発達の促進を促すためにはだし保育を取り入れています。保護者には保育参加や保育参観を積極的に行ってもらい、お子さんの成長を感じ、保育士の対応、言葉かけ等を参考にしてもらいます。必要に応じて相談、面談等を行い関係構築を図り、子ども、保護者、保育士と一緒に楽しみながら成長することを大切にしています。</p>																					

園目標	<ul style="list-style-type: none"> ○こころとからだが元気な子 ○友だちといっぱい遊べる子
年齢ごとに目指す姿 (保育目標)	<p>《0歳児》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の大人との関わりの中で、安心して過ごすことができる。 <p>《1歳児》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安心できる環境の中で好きな遊びや探索活動を楽しむ。 <p>《2歳児》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の好きな遊びを見つけて、友だちと関わりながら遊ぶ。 <p>《3歳児》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活の流れを知り、基本的な生活習慣を身につけ、自分でしようとする意欲を持つ。 ○友だちと関わる中で、相手の気持ちに気づいたり一緒に遊ぶことを楽しむ。 <p>《4歳児》</p> <p>生活に必要なきまりや、基本的な生活習慣を身につけ自分で考えて行動する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな遊びを通して、自分の思いを表現できる。 <p>《5歳児》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な生活習慣が身に付き、自分で見通しを持つ。 ○身近な自然や出来事に関心を持ち、感じたことや考えたことを自分なりに試したり工夫したりする。

4 民設化保育園の基本要件

この事業は、これまでの保育を引継ぐことを前提に、設置・運営事業者自らが児童福祉法第35条第4項に規定する認可の民設民営保育園として設置し、子ども・子育て支援法第31条に規定する確認を行った特定教育・保育施設として運営していただきます。

よって、児童福祉法、最低基準とする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の他、児童福祉法施行条例（県条例）、和光市民間保育所設置等認可等要綱、子ども・子育て支援法、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等に関する基準を定める条例等の関連法令等の遵守はもとより、以下の基本要件を満たさなければなりません。

- ① 認可定員は原則、90人とし、クラスごとの認可定員は維持すること。保育は、現状の保育室で行うこと。
- ② 実務を担当する幹部職員（以下「園長」という。）は、児童福祉に関する知識を有し、かつ児童福祉施設、教育・保育施設若しくは地域型保育事業所において5年以上勤務した経験を有すること。
- ③ 施設内で調理した給食を提供すること。なお、市委託事業も利用することを踏まえ、調理委託は可能とする。その際、市及び国のガイドライン等に則りアレルギー児対応食や宗教食の対応を含めた安全安心かつ適切な給食の提供が可能な事業者を選定すること。
- ④ 園庭は、現状の規模を維持すること。
- ⑤ 給食の材料搬入、緊急用の駐車場及び保護者が送迎の際に一時的に利用する駐輪場及び駐車場を確保すること。
- ⑥ 市内地域型保育事業の連携施設としての役割を踏まえ、市内小規模保育事業所の卒園児は最大限に受け入れを行うこと。
- ⑦ 「第2期和光市子ども・子育て支援事業計画」に掲げる基本理念「子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つしくみづくり」を理解し、市の子ども・子育て施策の一翼を担うものとして積極的に協力すること。
- ⑧ 自主的な研修等の実施により保育の質の向上に努め、市が主催する研修、事業者連絡会等には必ず参加すること。

5 民設化保育園の開設日

令和4年4月1日とします。

6 保育の継承を前提とした民設化保育園の運営に関する要件

原則、園の保育内容を継承することを前提とします。

- ① 対象年齢は引き継ぎ、在園児の保育を継続すること。
- ② 休園日（日曜日・祝日・12月29日～1月3日）以外は毎日開園すること。但し、休日保育の実施を妨げるものではありません。
- ③ 保育時間は、市が定めている保育標準時間、保育短時間を引き継ぐこと。
- ④ 乳児及び障害児保育は必ず実施すること。特に障害児は積極的に受け入れること。
- ⑤ 延長保育事業を必ず実施し、受入は午前7時から、保育終了時間は早くても午後8時までとすること。
- ⑥ 保育士の配置は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすこと。特に乳児や障害児には、適切に保育が実施できる人数を配置すること。又、保育の質の維持・向上を目指し、現在の園の配置人数を引き継ぐよう努めること。
- ⑦ 各クラス担任は、年度単位によるものとし、特別な事情がある場合を除き年度途中での担任変更は行わないこと。高い専門知識、豊富な経験、意欲がある保育士等を確保するとともに、バランスの取れた保育士配置とすること。
- ⑧ 保健師又は看護師を必ず配置すること。
- ⑨ 園で勤務している市の正規職員以外の保育士等で園の継続勤務を希望する者全員に対し、設置・運営事業者における雇用機会を必ず設けるとともに、積極的な採用に努めること。
- ⑩ 保育所保育指針等に基づく保育（現在園で実施している保育）をベースに安定した質の高い保育を実践すること。
- ⑪ 保育所保育指針に記載の「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」に基づく遊びを提案すること。
- ⑫ 上記の保育を実践するため、引継ぎ保育は後に示す定めに従って実施すること。引継ぎ保育に従事する設置・運営事業者の職員は、直接雇用の常勤職員とし、民設化保育園において引き続き勤務すること。
- ⑬ 給食業務を設置・運営事業者の直接雇用による職員が実施する場合は、現在の給食業務の受託者から、アレルギー児の対応等の業務内容を丁寧に引き継ぐこと。また、栄養士を最低1人は配置し、調理員は衛生管理等必要な知識を有し、アレルギー児対応や食育の観点を踏まえた美味しい給食を提供できる者を配置すること。
- ⑭ 保育園等を利用していない地域の子育て世帯を対象に相談支援や園庭開放等の事業を行うこと。
- ⑮ 園庭は、市委託事業も使用するものとし、連携施設へ積極的に貸し出しすること。
- ⑯ 市が福祉避難所等として施設を使用することについて別途協定書を締結すること。
- ⑰ 民設化保育園の名称は、「しらこ」の文字を引き継ぐこと。

(1) 引継ぎ保育

民設化に伴う在園児への影響及び保護者の不安や負担を最小限にするとともに、保育所保育指針に基づく保育等（全体的な計画、指導計画等に基づく保育方針、障害児保育、アレルギー食の対応、個々の児童の性格、園での過ごし方等）を円滑かつ確実に設置・運営事業者へ引き継ぐことを目的に引継ぎ保育を実施します。

① 実施期間

令和3年11月1日から令和4年3月31日まで（目安として5か月間）

ただし、令和3年4月から実施する園の行事には、引継ぎ保育に関わらず民設化保育園に配置予定の園長又は主任保育士が必ず見学するものとする。

② 主な内容

ア 管理運営に関する業務全般

建物及び設備等に係る管理業務、職員の管理体制業務（クラス配置、ローテーション勤務）、行事計画及び市委託業務との連携業務等

イ 保育方針等を始め実践を含む保育業務

全体的な計画、指導計画等に基づく保育方針、障害児保育、保育環境、食育活動安全対策、アレルギー食の対応、個々の児童の性格、園での過ごし方、保護者への保育の伝え方（懇談会・おたより等含む）

ウ 看護業務

園児の健康管理、保健計画、感染症対策、保健指導

③ 保育士等の配置期間、勤務日数等

設置・運営事業者の職員は直接雇用の常勤を配置すること。配置期間と勤務日数は、下記の表のとおりとし、市との協議の上決定する。なお、勤務時間は事業者が定める正規職員の1日の勤務時間を基本とする。実施にあたっては、毎週ミーティングを実施しその都度生じた疑義を解消すること。設置・運営事業者職員は早番、遅番及び土曜日も従事し、より多くの保護者とコミュニケーションを図るように努めること。

期間	内容（上記②）	勤務日数	対象
令和3年 11月1日～ 12月末日	②のア	10日程度	園長及び主任保育士
	②のイの一部	3日程度	園長・主任保育士・各クラスリーダー級保育士・看護師
	②のウ	1日程度	園長・主任保育士・看護師
1月4日～ 1月末日	②のイ	前半2週間は週2日 後半2週間は週3日	園長・主任保育士・各クラスリーダー級保育士
2月1日～ 2月末日	②のイ	週5日	園長・主任保育士・各クラスリーダー級保育士
3月1日～ 3月末日	②のイ	週5日	園長・主任保育士・各クラスリーダー級保育士
		週3日	その他保育士

④ 引継ぎ保育に係る費用

引継ぎ保育期間の費用は、設置・運営事業者との委託契約に基づき市が負担する。

⑤ 民設化後のアフターフォロー

市は、民設化による不安解消及び児童への影響が出ないことを目的に設置・運営事業者をサポートする。

民設化保育園への職員派遣実施期間は、原則3か月間令和4年4月1日から6月30日まで、1か月につき2回程度とする。以降、必要が生じた場合は、市と設置・運営事業者での協議の上、派遣を行うものとする。

⑥ 保護者、設置・運営事業者、市との意見交換会の実施

民設化保育園との関係構築、引継ぎ保育中における疑義事項等の解消による円滑な移行を目的として、設置・運営事業者の決定後、市と協議の上、定期的に3者との意見交換会を実施するものとする。初回は決定後速やかに、引継ぎ保育中は数回実施するものとし、同内容を複数回行うこと。設置・運営事業者は、信義誠実に対応すること。

(2) 園の行事

園の行事は、子どもが季節を感じ日本文化の体験を通じて心豊かに育ってほしいと願うと共に、行事を通して、子ども自身が主体的に表現しているか、友達と話し合い、力を合わせて行う過程や達成感等を味わいながら楽しんでいるか等の視点を重視しています。保護者が参加する行事では、子ども達の主体的な活動を一緒に楽しみ、子ども達の成長を感じられるような行事を計画しています。又園内では経験できないことを経験する機会として園外保育を実施しています。

子どもが感じる気持ちを大切に、子どもにとって最良な内容、方法を毎年計画し実施しています。

[主な年間行事] 太字アンダーラインは、特に見学を要する行事です。

4月	入園を祝う会、クラス懇談会	10月	<u>運動会</u> 、バス遠足(4.5歳児)
5月	ピクニック(4.5歳児)	11月	焼き芋会、大根掘り
6月	防災訓練(総合訓練、消防職員立ち合い)、歯磨き指導(4.5歳児)	12月	<u>わくわくひろば</u> 、クリスマス会、野菜収穫
7月	<u>夏まつり</u> 、プール開き	1月	懇談会(5歳児)
8月	引き取り・引き渡し訓練	2月	節分・豆まき、懇談会(0歳～4歳児) &親子であそぼう会(0歳～2歳児)
9月	祖父母とあそぼう会	3月	卒園式、お別れ散歩(5歳児)

[その他定例的な行事等]

毎月：防災訓練(地震火災等)

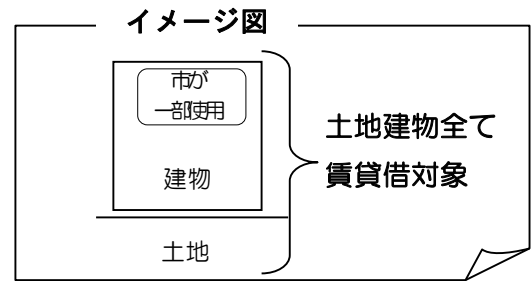
5～3月：保育参加

5～2月(8月を除く)：地域交流「あそぼう会」

随時：子育て支援、高齢者施設訪問・近隣幼稚園・保育園・小学校との交流(5歳児)

7 土地・建物に係る賃貸借料の提案等

(1) 土地・建物の賃貸借料の提案



市が所有する土地・建物（普通財産）を以下の要件により賃貸借します。
基準月額以上で賃貸借料を提案してください。

物件	建物	所在地：和光市白子3丁目29-10（住居表示） 和光市しらこ保育園 構造：鉄筋コンクリート造3階建て／全1戸 種類：保育所※種類変更は認めない。 竣工年月：平成16年3月 建築面積：534.43㎡ 平面図：別添のとおり ※2階一時保育室、3階北子育て世代包括支援センター部分は市が使用。3階等一部に共用部分あり。（更衣室、脱衣室、休憩室、休憩室前室、エレベーター等）
	土地	敷地面積：1004.00㎡ 園庭面積：343.11㎡ 用途：保育園※用途変更は認めない。
要件	建物・土地の合計基準月額	130,000円
	賃貸借料の改定	土地価格の変動等、著しい状況変化があると市が認める場合は、市は賃貸借料の改定ができるものとする。
	契約期間	令和4年4月1日～令和35年3月31日 30年間
	土地・建物の維持管理 修繕	土地・建物の全てに関する維持管理及び修繕は、設置・運営事業者が行うものとする。 ・維持管理は、参考資料に示す内容又は同等内容を網羅して行うこと。※一部に引継ぎ業務あり。 ・原則、園庭に新たな建築物等は設置しないこと。 ・安定した保育等が実施できるように、設置・運営事業者が主要構造部分を含む全ての修繕を行うこと。
	引き渡し	現況渡し（令和4年3月31日を予定）
	借地権の登記	借地権の登記はできない。
	返還	契約期間満了時、設置・運営事業者側の都合により契約期間を打ち切る時又は契約を解除された時は、現状回復して、返還するものとする。ただし、市が承認した場合はこの限りではない。
その他	緊急時における福祉避難所や選挙投票所の使用について、別途協定書を締結する。定めのない事項は、市が定める契約書によるものとする。	

[内装改修工事について]

建物は、事前に法定点検等で指摘された箇所の修繕は実施済みです。民設化直後から、民設化保育園の運営が軌道に乗るまでの間は、児童への影響、保護者等への対応を最優先としてください。

内装改修工事を実施する際は、次の対応を行うとともに、1年以上期間に余裕を持ち予め市へ報告、適宜協議を行い実施するものとします。

ア 在園児保護者に対する説明会の実施

実施内容を事前に説明し、理解を得てください。

イ 近隣住民の要望に対する対応

施設建設に当たっては、昨今の保育所等整備に係る生活環境の変化への懸念等を鑑み、騒音や地域の交通量等に配慮した配置・設計を行い、近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応してください。

ウ 施設整備に当たっての留意事項

事故が発生しないよう安全対策を徹底してください。工事に当たっては、関係法令、活用する補助金実施要綱及び交付要綱等の規定を遵守してください。

(内装改修工事費用に対する補助)

市は、設置・運営事業者が実施する内装改修工事に対し、国庫補助金『保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業）』を活用した補助金の予算措置が出来る場合があります。当該補助金交付要綱に基づき、市が算出した補助金の採択を前提とし、市の予算の範囲内で交付します。内装改修工事を行う場合は、当初予算の計上が必要となることから工事施工の1年以上前に担当へ報告してください。実施法人が補助対象外の場合は、改修工事に対する補助金はありません。

- ① 対象経費 賃貸物件で保育所を設置するために必要な改修等にかかる費用
- ② 補助基準額（限度額）3,200万円（老朽化対応の場合2019年度実績）
- ③ 補助率（負担割合）国：1/2、市：1/4、設置及び運営事業者：1/4
- ④ 補助額 上記②の補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額を補助額とします。（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）。
- ⑤ 活用回数：1施設1回限り

(2) 光熱水費について

本建物において、市は委託事業（一時保育室及び北子育て世代包括支援センター）を継続することから、市が定める面積割合の算出方法（供用部分を含む）により、委託事業使用分の電気、ガス、水道の使用料金は、市が負担するものとします。

(3) 財産（備品、工作物等）の移管

園が所有し、使用している児童に係る備品、工作物等については、協議の上、無償譲与とします。ただし、市の指定した備品等に関しては譲与しません。

また、個人情報に係るものについては、在園児保護者の同意を得られた場合において、情報提供等に係る覚書を締結した上で、引き渡しするものとします。

8 選定

(1) 決定方法

設置・運営事業者は、「（令和4年度）民設保育園設置及び運営事業者選定委員会」の審査結果に基づき、まずは、市長が優先交渉権者として定めます。その後、市と細目協議を行い、協定の締結をもって設置・運営事業者と決定します。

審査及び優先交渉権者との協議の結果、設置・運営事業者とならなかった場合は、再募集する場合があります。また、選定等の結果は、異議を申し立てることはできません。

(2) 選定委員会の構成

（令和4年度）民設保育園設置及び運営事業者選定委員会は、以下の構成です。

- ア 学識経験者（1人）
- イ しらこ保育園長（1人）
- ウ 子育て支援に関する市内関係機関代表者（1人）
- エ しらこ保育園保護者会代表者（2人）
- オ 市職員（5人）

(3) 審査方法

審査は、書類による第1次審査及び第1次審査を通過した応募事業者に対する、公開プレゼンテーション・ヒアリング等による第2次審査とします。

第2次審査には、次に示す応募事業者の運営保育所等における保育の様子を撮影した写真による保育状況審査を含みます。

なお、応募事業者が3者を超える場合は、第1次審査の結果により評価が高い事業者から上位3者による第2次審査を行うものとします。

選定委員会の出席は、各法人3人以内とし、プレゼンテーションは1法人40分程度を予定しています。審査の詳細は、別途通知にてお知らせします。

第1次審査及び第2次審査の結果は、応募事業者に通知するとともに、保護者にも情報提供を行います。第2次審査の結果及び決定した設置・運営事業者を市ホームページで公表します。

また、次の場合は、次順位交渉権者と交渉を行います。

- ① 優先交渉権者が参加資格を失ったとき。
- ② 優先交渉権者が辞退の届出を行ったとき。
- ③ 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(4) 保育状況審査

応募事業者の運営保育所等で実施している保育内容を写真で確認するとともに、今後、民設化保育園で実践されうる保育内容として評価することを目的に写真による保育状況審査を実施します。

① 撮影方法

市職員が事前調整した日程に応募事業者の運営保育園等を訪問し、保育の様子をカメラで撮影する。

② 撮影

撮影対象は、保育所保育指針における保育の内容等を撮影する。原則、撮影による滞在時間は1日とし、9時30分から13時までのうち2時間30分程度とする。撮影場所は、応募事業者が指定する撮影可能な施設の内1施設とする。

③ 審査基準

保育所保育指針における以下の視点により保育内容を評価する。

- ア 乳児の保育内容は適切か。
- イ 1歳以上3歳未満児の保育内容は適切か。
- ウ 3歳以上児の保育内容は適切か。
- エ 保育の実施に関する留意点を踏まえた保育を行っているか。
- オ 子どもの健康支援を行っているか。
- カ 食育の推進を行っているか。
- キ 環境及び衛生管理並びに安全管理が図られているか。
- ク 災害に対する備えは万全か。
- コ その他

④ 写真資料等の取扱

写真資料は非公開とし、写真データ・媒体は設置・運営事業者の決定後廃棄する。

(5) 審査基準

上記、写真による保育状況審査を含め、表の項目に沿って、評価を行います。

	項目	審査内容
1	法人の経営方針等	経営理念・方針、人材育成、財務状況、組織体制・雇用状況、運営園の指導監査及び事故状況、市内等の実績
2	保育の質	保育理念・方針、職員体制・配置保育士のバランス、保育計画等、教育・保育の考え方、障害児保育の取組・実績、給食提供、危機管理・安全対策、虐待、健康衛生管理、保育状況
3	物件の提案	土地・建物賃貸借料、施設・園庭の維持管理の考え方及び取組、修繕計画
4	民設化の視点	民設化の心構え、在園保育士の雇用、保護者支援、行政機関等との関わり等

9 スケジュール

- ① 公募要領の配布
 - ア 配布期間 令和2年8月3日(月)～9月18日(金) の市役所開庁日
8時30分から12時、13時から17時
 - イ 配布場所 和光市役所1階 和光市子どもあんしん部保育施設課
和光市ホームページからダウンロード可
- ② 質問書の受付及び回答
 - ア 受付 FAX又は電子メールにより別紙1「質問書」を提出すること。
 - イ 受付期間 令和2年8月3日(月)～8月14日(金)
 - ウ 質問書の回答 8月19日(水)
質問した事業者へFAX又は電子メールにより回答
和光市ホームページで公開
- ③ しらこ保育園現地説明会
 - ア 日時 令和2年8月11日(火) 9時30分～
 - イ 内容 公募要領、保育内容等の説明及び施設見学
 - ウ 参加人数 1社3人まで
 - エ 申込締切 8月7日(金)まで
 - オ 申込方法 保育施設課へ別紙2「しらこ保育園現地説明会申込書」を提出すること。
- ④ 応募表明書の受付
 - ア 受付 FAX又は電子メールにより、参加表明書及び添付書類提出
(原本は公募申請書に添付)
 - イ 受付期間 令和2年8月3日(月)～8月25日(火)
- ⑤ 応募締切 9月18日(金)17時15分まで(郵送不可)
- ⑥ 応募事業者運営保育所等の写真撮影 10月上旬
- ⑦ 第1回選定委員会(書類審査) 10月中～下旬
- ⑧ 第2回選定委員会(公開プレゼンテーション・ヒアリング) 11月上旬
- ⑨ 優先交渉権者の決定 同上
- ⑩ 基本協定締結・設置・運営事業者の決定 12月上旬
- ⑪ 設置・運営事業者と市との協議・打合せ開始 12月中旬～
- ⑫ 設置・運営事業者、保護者、市との意見交換会 令和3年 1月～適宜
- ⑬ 設置・運営事業者と園との打ち合わせ、行事等見学 令和3年 4月～適宜
- ⑭ 引継ぎ保育(共同保育)の開始 令和3年11月～
- ⑮ 引継ぎ保育(共同保育)の終了 令和4年 3月31日
- ⑯ 民設化保育園として設置、開設 令和4年 4月 1日

※和光市保育園設置及び管理条例の一部改正の議決を前提とする。

10 応募手続き

(1) 応募資格

- ① 応募事業者は、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県内のいずれかで教育・保育施設等を運営していること。
- ② 応募事業者は、次のいずれかに該当する法人であること。
 - ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
 - ウ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
 - エ 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字社
 - オ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
 - カ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - キ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を目的とした法人ではないこと。
- ⑤ その他法令等に違反しない法人であること。
- ⑥ 市内に待機児童が多数発生している観点から市内既存教育・保育施設等を閉園し、移転することによる応募は不可とする。
- ⑦ 民事再生法又は破産法等に基づく手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(2) 応募条件

- ① しらこ保育園現地説明会に必ず出席すること。民設化保育園に配置予定の園長及び引継ぎ保育に配置予定の保育士も極力出席すること。
- ② 保育状況審査における応募事業者運営の認可保育所等の保育状況の写真撮影に応じること。
- ③ 引継ぎ保育に関して当該従事者は、民設化保育園に引き続き勤務する法人直接雇用の保育士等とすること。
- ④ 園に勤務する市正規職員以外の保育士等の希望者全員に対し、引き続き民設化保育園で勤務できるよう法人において雇用機会を必ず設定し、積極的に採用すること。

(3) 提出書類

公募申請書等の提出書類は、(別紙3) 提出書類一覧表のとおりとし、様式に定め

のないものは、A4版で任意の書式とします。

提出書類の正本を1部、副本を11部提出してください。副本は写しで構いません。提出書類は、一覧表の順序に従ってインデックスを貼りA4フラットファイルで提出してください

持参時に書類の確認を行います。あらかじめ電話で日時を予約の上、お越しく下さい。予約がない場合、対応できない可能性があります。

なお、応募に参加する場合は、令和2年8月25日（火）までに参加表明をする必要があります。参加表明の際、（様式1）参加表明書のほかに、12部とは別に【参加表明添付様式「暴力団排除に関する誓約書」】及び、【様式3-2 法人の役員等名簿】を各1部提出してください。

（４） 留意事項

① 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募事業者の負担とします。

② 提供資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁じます。

③ 提出書類の変更の禁止

提出した書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

④ 虚偽の記載をした場合

応募事業者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

⑤ 提出書類の取扱い

提出した書類は返却しません。提出した書類は、事業者選考のため必要な場合を除き、応募事業者の許可を得なければ公表しません。

⑥ 著作権

ア 設置・運営事業者の決定までの間、提案書類の著作権は応募事業者に帰属します。ただし、市は事業者選考のため、提案書類の内容を無償で使用できるものとします。

イ 設置・運営事業者の決定後、提案書類の著作権は市に帰属し、選考されなかった提案書類の著作権は応募事業者に帰属するものとします。

（５） 問合せ先

和光市子どもあんしん部保育施設課施設整備担当
〒351-0192 和光市広沢1-5
電話 048(424)9131
FAX 048(464)1926
Eメール d0200@city.wako.lg.jp

(別紙1)

提出日：令和2年 月 日

和光市長 松本 武洋 様

事務所の所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____

質 問 書

和光市しらこ保育園の民設化に伴う民設保育園設置及び運営事業者公募要領の応募に際し、下記のとおり質問いたします。

質問項目 要項頁・項目名	質問内容	市記入欄

※簡潔に記載してください。適宜段を追加してください。

(連絡先) 担当者名 _____

電話 _____

fax _____

Eメール _____

(別紙2)

しらこ保育園現地説明会申込書

提出日：令和2年 月 日

和光市長 松本 武洋 様

事務所の所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____

以下のとおり、現地説明会を申し込みます。

法人名	氏名	職名等

※園長予定者は、職名等欄に◎を記してください。

(連絡先) 担当者名 _____

電話 _____

fax _____

Eメール _____

(別紙3)

提出書類一覧表

No.	書類名	部数	説明	
1	参加表明書	1 2	様式1(原本は公募申請書に添付)	
	添付書類	「暴力団排除に関する誓約書」	1 2	参加表明添付書類(原本は公募申請書に添付)
		(様式3) 2「法人の役員等名簿」	1	参加表明添付用
2	公募申請書	1 2	様式2	
3	法人概要書	1 2	様式3	
	添付書類	3-1 理事会、取締役会等の議事録	1 2	事業応募を決定したもの(原本証明付)
		3-2 法人登記簿謄本	1 2	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
		3-3 定款	1 2	最新のもの
		3-4 法人の組織図	1 2	
		3-5 法人代表者の履歴書	1 2	
		3-6 財産目録	1 2	最新のもの
		3-7 決算書	1 2	直近3年度分
		3-8 法人案内(パンフレット等)	1 2	最新のもの
		3-9 運営保育施設等の重要事項説明書	1 2	最新のものを全施設分
		3-10 運営保育施設等の指導監査結果(指摘事項)の写し	1 2	直近のもの
4	事業計画及び提案書	1 2	様式4	
	添付書類	4-1 収支予算書	1 2	3年分
		4-2 保育計画	1 2	現在使用中の保育指針に基づいた「全体的な計画」「年齢毎の指導計画」「個別の計画(様式)」を提出すること。
		4-3 障害児への対応	1 2	具体的な受入状況(実績、研修状況等)
		4-4 給食調理・食育・アレルギー児等対応	1 2	具体的対応(マニュアル等)
		4-5 危機管理・安全・防犯・災害対策	1 2	具体的対応(マニュアル等)
		4-6 健康・衛生管理	1 2	具体的対応(マニュアル等)
		4-7 虐待への対応	1 2	具体的対応(マニュアル等)
		4-8 苦情対応	1 2	具体的対応(マニュアル等)
		4-9 保護者との連絡	1 2	保育内容等の理解、協力を得る方策
		4-10 保育士の人材育成	1 2	職員研修、育成方策など
		4-11 建物維持管理の提案内容一覧表	1 2	
		4-12 土地・園庭の維持管理の提案内容一覧表	1 2	
		4-13 契約期間中の建物修繕計画	1 2	
		4-14 引継ぎ保育(見積書案)	1	
5	プレゼンテーション用資料	4 0	第2次審査3日前までに提出すること。	

※正式な提案書等は1部とし、残りの提出部数はコピーで構いません。

※上記に示すNo.の順序に従い、インデックスを貼ってA4フラットファイルで提出してください。

※ファイルの表紙、背表紙に「和光市しらこ保育園の民設化に伴う民設保育園設置及び運営事業者公募申請書」と法人名を表記してください。

※持参時に書類の確認を行います。必ず事前に電話で日時を予約の上、お越しください。